

令和6年度地熱発電理解促進イベント開催事業及び令和6年度地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務にかかる企画提案競技実施要項

1. 目的

この要項は、県内における新たな地熱資源の開発へ向けた地熱発電の理解促進イベント開催事業及び地熱発電の理解促進にかかるテレビ放送等事業の開催業務を委託する事業者を選定するために実施する企画提案競技について必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 件名

ア 令和6年度地熱発電理解促進イベント開催事業委託業務

イ 令和6年度地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(4) 委託費

ア 令和6年度地熱発電理解促進イベント開催事業委託業務

11,711,084円（消費税及び地方消費税を含む）以内

イ 令和6年度地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務

3,288,916円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※ア及びイの双方に応募する場合はそれぞれの合計額が15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とすること。

3. スケジュール

(1) 公募開始 令和6年8月2日（金）

(2) 参加申込 令和6年8月9日（金）16:00まで

(3) 質問受付期限 令和6年8月9日（金）16:00まで

(3) 企画提案書・誓約書等提出期限 令和6年8月16日（金）16:00まで

(4) 審査会 令和6年8月20日（火）※時間は別途通知

(5) 審査結果の通知 令和6年8月21日（水）予定

4. 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。

- (3) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による破産手続開始の申立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。

5. 参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1-1または1-2、もしくは両方）を**令和6年8月9日（金）16時**までにE-mailにより提出すること。

また、次に定める資格審査書類を企画提案書等の提出期限（**令和6年8月16日（金）16時**）までにE-mailにより提出すること。

(1) 資格審査書類 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2-1または2-2、もしくは両方）pdfファイルに変換の上、ご提出ください。

(2) 提出先

「11. 問い合わせ先」のとおり

(3) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届」（別紙様式3-1または3-2、もしくは両方）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4-1または4-2、もしくは両方）にて行うものとし、質問書はE-mailで提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

なお、件名は「地熱発電理解促進事業委託業務に関する質問」とすること。

(2) 質問書の提出先及び提出期限

(ア) 提出期限 **令和6年8月9日（金）16時**まで

(イ) 提出先 「11. 問い合わせ先」のとおり

(ウ) 回答

質問に対する回答は、企画提案競技への参加申込を提出した者全員にE-mailで回答する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

7. 企画提案書の作成方法等

提案書には、下記(1)から(3)の事項を記載する。

(1) 企画提案事業者の概要

(ア) 事業者の組織体制、事業内容 等

(イ) 業務を受託するにあたってのセールスポイント

(ウ) 国または地方自治体が委託元である当該事業に類似した業務の受託実績

(2) 業務概要

1 地熱理解促進イベント

(ア) 業務実施体制、業務スキーム

(イ) 効果的イベント開催の方法

(ウ) 集客を促すための提案

(エ) 業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らか場合は、提案書でその内容を明記すること。

2 地熱理解促進にかかるテレビ放送

(ア) 業務実施体制、業務スキーム

(イ) 効果的な啓発を促進するための提案

(ウ) 放送回数、時間、時間帯

(エ) 業務の一部を再委託する場合や、外部の協力を得ることが提案の時点で明らか場合は、提案書でその内容を明記すること。

(3) 契約希望金額

委託費以内の契約希望金額を記載した見積書を提出

(4) 企画提案書の様式

- (ア) 表紙に「地熱発電理解促進イベント開催事業委託業務 提案書」もしくは「地熱発電理解促進にかかるテレビ放送等事業委託業務 提案書」と記載すること
 - (イ) 地熱発電理解促進イベント及びテレビ放送等の双方に応募する際は提案書を1つにまとめてよい
 - (ウ) 文字の大きさは11ポイント以上
- (5) その他
- (ア) 提出された提案書等は、委託先の選定のみ使用する。
 - (イ) 提案書の作成に要した費用およびその他参加に要した費用については、提案事業者の負担とする。
 - (ウ) 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
 - (エ) 提出書類に虚偽の記載をした者の提案書等は無効とする。また、選定後に提案者が参加資格を有しないことが判明した場合は、その提案を無効とし、選定を取り消すことがある。これにより県が損害を被った場合は、当該損害賠償を請求することがある。
 - (オ) 選定委員に対し選考に関する働きかけを行った者、その他選定の公平性を著しく欠く行為を行った者は失格とする。
 - (カ) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。
 - (キ) この要項に定めるもののほか、本企画提案公募の実施に際し必要な事項は、大分県が別に定める。

8. 企画提案書の提出先

(1) 提出先

(ア) 提出期限 **令和6年8月16日(金) 16時**

(イ) 提出先 「11. 問い合わせ先」のとおり

(2) 提出方法

(ア) 郵送または持参にて5部提出すること。

(イ) 併せて、E-mail で提出すること。

(3) 注意事項

(ア) 提出期限を過ぎた場合は受付できない。

(イ) 提出期限以降の提案書等の差し替えや追加はできない。

(ウ) 郵送の場合は提出期限必着とする。

9. 審査及び結果通知

(1) 審査について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、ア、イそれぞれ最優秀提案1件を選定する。

(ア) 開催日 令和6年8月20日(火)

※日程は変更となる場合がある。時間については、後日連絡する。

(イ) 開催方法 プレゼンテーションによる審査

(ウ) 場所 大分県庁舎本館1階102会議室(予定)

(エ) 時間配分 プレゼンテーション15分以内(イベント及びテレビ放送等の双方に応募する場合は20分以内)、審査委員からの質疑15分程度とする。

(オ) 出席者 出席者数は2名以内で、受託業務の統括責任者と主たる担当者とする。

(2) 評価方法について

ア、イそれぞれ以下の評価項目ごとに評価を行う。詳細は別紙審査基準表を参照。

評価項目	評価内容(評価の視点)	配点
方針	業務方針 ・業務内容を理解できているか ・取組方針や重視する点、配慮すべき事項は妥当か	10点
体制	業務実施体制 ・業務遂行可能な体制が取れているか	10点
実績	過去の実績 ・これまで相応の集客を要するイベント事業または啓発にかかるテレビ放送等事業実施に関する実績があるか	30点
能力 (内容)	イベント及びテレビ放送等実施事業者として ・地熱発電の理解促進及び新たな地熱資源開発に資する機運醸成を促す方法は適切か ・実施方法に独自の視点があるか ・事業が滞りなく実施できるか ・広報手段は効果的か(イベント) ・放送回数、時間及び時間帯は適切か(テレビ放送) ・集客または視聴率向上に必要とする効果的な工夫がなされているか(著名人やパネリスト等の選定は妥当か)	50点
合計		100点

(3) 審査結果について

審査結果は令和6年8月21日(水)を目途に審査会に出席した全ての提案競技参加者に対して通知する。

(4) その他注意事項

(ア) 補完資料について

説明にあたり補完的な資料の提出は認めない。

(イ) 質疑応答時の注意事項

委員の質疑には要領よく明確に答え、委員への質問は避けること。

(5) 委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて、不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結せず、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

10. その他

- (1) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては委託者と協議したうえで決定すること。
- (2) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、委託者と受託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。
- (3) 審査内容に関する問い合わせには一切応じない。また、選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部新産業振興室

電話 097-506-3296

FAX 097-506-1753

E-mail a14140@pref.oita.lg.jp